

◎新潟県告示第1445号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成25年12月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 処分をした年月日 平成25年10月29日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社コメリ
捧 雄一郎
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市南区清水4501-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般特-24）第40097号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し及び左官工事業、とび・土工・コンクリート工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、建具工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年10月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年10月31日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社エスオーシー
椎谷 孝二
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区槇尾133-25
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-21）第41682号
 - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工・コンクリート工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年10月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年10月31日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社ハイザキ工業
拜崎 温敬
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区下場新町1-17
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-23）第15424号
 - 5 処分の内容 とび・土工・コンクリート工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年10月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年11月1日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社タキザワ住設
滝澤 勉
- 3 主たる営業所の所在地
妙高市大字姫川原795-1

4 許可番号 新潟県知事許可（般-21）第39784号

5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年11月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成25年11月11日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社ナックス

中野 重一

3 主たる営業所の所在地

新潟市江南区天野1749

4 許可番号 新潟県知事許可（般特-23）第23866号

5 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上げ工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年11月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成25年11月15日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

板井建設株式会社

板井 松二郎

3 主たる営業所の所在地

新潟市秋葉区新保1223-1

4 許可番号 新潟県知事許可（般-21）第1233号

5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工・コンクリート工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、造園工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年11月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成25年11月18日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

北斗興業株式会社

解良 範

3 主たる営業所の所在地

新潟市中央区南笹口2-7-1

4 許可番号 新潟県知事許可（般-24）第2691号

5 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年11月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成25年11月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社開成
遠山 忠宏
 - 3 主たる営業所の所在地
村上市宿田1198-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般特-23）第43945号
 - 5 処分の内容 機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の取消し及び土木工事業、建築工事業、とび・土工・コンクリート工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年11月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年11月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社創栄
帯刀正之
 - 3 主たる営業所の所在地
佐渡市多田259-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-21）第43254号
 - 5 処分の内容 水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年11月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年11月20日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
川久保建設
川久保 重一
 - 3 主たる営業所の所在地
妙高市大字田口677-4
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-22）第10591号
 - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年10月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年11月21日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社北澤工業
北澤 和博
- 3 主たる営業所の所在地
長岡市北陽2-14-31
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般特-22）第6642号
- 5 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年11月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成25年11月22日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社田辺建設

田辺 永茂

3 主たる営業所の所在地

長岡市脇川新田町186

4 許可番号 新潟県知事許可（般-23）第6080号

5 処分の内容 建築工事業、管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年11月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成25年11月27日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社室橋設備

室橋 一司

3 主たる営業所の所在地

長岡市原町2-1-15

4 許可番号 新潟県知事許可（般特-24）第6478号

5 処分の内容 土木工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年11月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
